

文書番号

7-2

VER. 18

環境教育・訓練実施要領

改訂 履歴	施行年月日	内容	施行年月日	内容
	平成10年8月31日	制定	平成18年4月1日	一部改訂
	平成10年10月15日	全部改訂	平成19年4月1日	一部改訂
	平成10年11月16日	一部改訂	平成20年4月1日	一部改訂
	平成11年2月1日	一部改訂	平成21年4月1日	一部改訂
	平成13年2月1日	一部改訂	平成27年4月1日	一部改訂
	平成14年4月1日	一部改訂	平成28年4月1日	一部改訂
	平成14年10月1日	一部改訂	平成29年4月1日	一部改訂
	平成15年4月1日	一部改訂	令和2年4月1日	一部改訂
	平成16年4月1日	一部改訂	令和3年4月1日	一部改訂
既定 内容	第1条 趣旨 第2条 教育・訓練の原則 第3条 教育・訓練の種類・実施 第4条 資格者の養成 第5条 教育・訓練の年間計画 第6条 教育・訓練の記録 第7条 その他 付 則			

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	7-2	ページ1/2
環境教育・訓練実施要領			
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 本区における環境マネジメントシステム(以下「システム」とする。)の環境方針及び環境目標に関する職員の知識及び技能の向上を図るための教育・訓練について必要な事項を定める。</p> <p>(教育・訓練の原則)</p> <p>第2条 教育・訓練は、職員の主体性を尊重するとともに、実施目的を明確にし、職員、長期職員、短期職員、委託職員及びその他の職員に対して、実施しなければならない。</p> <p>(教育・訓練の種類・実施)</p> <p>第3条 システムに定める教育・訓練は、以下のとおり区分する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 環境研修(分類 A)(2) 日常研修(分類 B)(3) 啓発・普及(分類 C)(4) 監査員の養成(分類 D)(5) 新人研修(分類 E)(6) その他(分類 F) <p>2 前項の規定に基づく各教育・訓練の対象者、実施責任者等は、環境マネジメントマニュアル7.2, 3力量及び支援における環境教育訓練実施内容一覧のとおりとする。ただし、短期職員及び委託職員に対する「日常研修(責任の自覚):B-1」の実施においては、以下の各号に規定する内容に代えることができる。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 職務に関連する関連手順等の伝達(2) 日常研修で要求される知識の伝達を、他の組織等で受けていること <p>(資格者の養成)</p> <p>第4条 実行部門長は、法規制により必要とされる資格者を養成するため、関係職員を講習会等に参加させなければならない。</p> <p>(教育・訓練の年間計画)</p> <p>第5条 環境管理事務局は、職員に対する教育・訓練(各実行部門長等が実施するものを除く)の年間計画を作成し、当該計画に従って教育・訓練を実施する。</p>			

環境教育・訓練実施要領

(教育・訓練の記録)

第6条 教育・訓練を実施したときは、様式により記録を作成し、事務局の定める方法により、係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員の決裁を行う。

2 前項の記録は、全庁的な教育・訓練の場合は環境管理事務局が作成し、各実行部門等で行った場合は当該実行部門等において作成する。

3 記録は、3年間保存する。

(その他)

第7条 環境管理推進員は、著しい環境影響の原因となりうる作業を行う委託業者又は委託職員に対し、適切な教育、訓練又は経験に基づく力量を有していることを証明できるものを提出させ、これに伴う記録を保持しなければならない。

2 著しい環境側面の原因となる作業及び力量のレベルは別表のとおりとする。

付 則 この要領は、平成10年8月31日から施行する。

付 則 この要領は、平成10年10月15日から施行する。

付 則 この要領は、平成10年11月16日から施行する。

付 則 この要領は、平成11年2月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成13年2月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成14年10月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表

特定業務の力量レベル

(7-2) 第7条2項関係

著しい環境影響の原因となりうる作業	力量のレベル
感染性産業廃棄物の取扱	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士の資格を有するもの
特定有害産業廃棄物（PCB廃棄物、有害化学物質廃棄物）の取扱	特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するもの
重油ボイラーの取扱、重油タンク（2000ℓ以上）の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー技師（特級、1級、2級）の資格を有するもの、ボイラー取扱技能講習を終了したもの ・危険物取扱者（甲種、乙種4類、丙種）の資格を有するもの ・国の大気関係公害防止管理者、東京都の公害防止管理者の資格を有するもの ・3年以上の実務経験を有するもの
排水処理装置の管理をするもの（東京都下水道条例に該当するもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都水質管理責任者の資格を有するもの ・国の水質関係公害防止管理者、東京都の公害防止管理者の資格を有するもの

様式

環境教育・訓練記録

起案年月日 年 月 日
 決定年月日 年 月 日

(7-2)第6条第1項関係

課・係・所・園名			
研修等の名称	種 類	<input type="checkbox"/> (1) 環境研修(管理職) <input type="checkbox"/> (2) 日常研修 <input type="checkbox"/> (3) 化学物質に関する研修 <input type="checkbox"/> (4) 新人研修 <input type="checkbox"/> (5) 啓発・普及 <input type="checkbox"/> (6) その他	
実施日			
場所			
講師等の氏名			
研修等を受けた者の氏名 (氏名を必ず記入)	職員数(名)		
	内訳 講師数(名) 受講者数(名) 欠席者数(名)		
	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり		
実施の方法			
内容			
欠席者への対応 (欠席者がいない場合は記入不用)			
欠席者への対応日 (欠席者がいない場合は記入不用)	年 月 日() : ~ :		
効果の確認 教育・訓練により職員の意識がどのように変わったかを具体的に記入			

※係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員の決裁を行う

※記録は作成課・所・園において3年間保存する